

確定申告するには…?

スタート

確定申告書は…
 ア. 分からない所があるので相談して作成したい
 イ. 自分で作成する

21年分の所得は
 ア. 給与や年金のみ
 イ. それ以外の所得がある

パソコンを使える
 はい いいえ

次のいずれかにあてはまる
 1. 事業所得や不動産所得があり、収支内訳書を作成していない
 2. 損失申告、または譲渡所得（土地、建物、株式の売買）がある
 3. 所得税の住宅関連の控除を初めて申告する

次のいずれかに挑戦!

- 電子申告(e-Tax)で申告書を作成し、電子データで送信する(詳しくは広報かに1月15日号をご覧ください)
- 国税庁ホームページから申告書を作成し、郵送または持参する

市税務課や多治見税務署などで必要な用紙を入手し、申告書を作成し、郵送または持参してください。

市の申告会場では相談できません。

※多治見税務署の申告会場「セラミックパークMINO」(多治見市東町4-2-5)をご利用ください。

右ページの日程表を参照し、ご利用ください。

郵送先

- 所得税の確定申告書 〒507-8706 多治見市音羽町一丁目35番地 多治見税務署
- 市・県民税の申告書 〒509-0292 可児市広見一丁目1番地 可児市役所 税務課市民税係

※次の申告は、市の会場では受け付けできません。「セラミックパークMINO」で申告してください。
青色申告、先物取引のある人が行う申告、消費税・贈与税・相続税の申告

申告に必要なもの

以下のうち、ご自身に該当するものを用意してください。なお、詳細については問い合わせてください。

共通	収入のわかるもの	控除するためのもの
<ul style="list-style-type: none"> 印鑑(スタンプ印でないもの) 所得税が還付になる人は、本人名義の預金通帳 	<ul style="list-style-type: none"> 給与や年金の所得があった人は、勤務先や日本年金機構、公的年金基金などが発行した「源泉徴収票」 報酬、配当などの所得があった人は、支払金額が分かる「支払調書」 営業、農業または不動産などの所得があった人は、その「収支内訳書」 生命保険や損害保険契約に基づく一時金、満期戻金を受け取った場合は、その支払金額、掛金の分かるもの など 	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険や介護保険料、後期高齢者医療保険料を支払っている人は、支払金額の分かるもの 国民年金や国民年金基金に加入し保険料を払っている人は、その「支払証明書」 生命保険料、地震保険料などを支払っている人は、その「支払証明書」 配偶者特別控除を受ける人は、配偶者の平成21年中の所得金額の分かるもの 本人や扶養親族で障がいのある人がいる場合、「障害者手帳」 要介護認定を受けている人は、市いきいき長寿課発行の「障害者控除対象者認定書」 勤労学生控除を受ける人は、「学生証」または「在学証明書」 医療費控除を受ける人は、「医療費の領収書」、「医療費の明細書」、保険金などの補てん金額のある人は補てん金額の分かるもの、また、おむつを使用している人は「おむつ使用証明書」と「おむつの領収書」など 住宅借入金等特別控除を受ける人(2年目以降)は、「借入金の年末残高証明書の原本」および「給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」

問合せ先 多治見税務署 ☎0572@0101 または市税務課

申告会場および日程表

会場	市役所・公民館		税務署	
	会場①	会場②	会場③	
受付時間	午前9時～午後4時		午前9時～午後5時	
期日	対象地区	対象地区	会場③	
2/8(月)	全域 (※ただし還付申告のみ)			
2/9(火)				
2/10(水)				
2/12(金)				
2/15(月)				
2/16(火)	中恵土			
2/17(水)	下恵土			
2/18(木)				
2/19(金)				
2/22(月)	広見	鳩吹台 東帷子	セラミックパークMINO(多治見市東町4-2-5)	
2/23(火)		光陽台 虹ヶ丘・帷子新町		
2/24(水)	徳野南	帷子 公民館		愛岐ヶ丘 緑
2/25(木)	石井・大森台			若葉台 菅刈 西帷子
2/26(金)	松伏			長坂
3/1(月)	大森			
3/2(火)	下切・今谷迫間	春里 公民館		矢戸・坂戸 長洞
3/3(水)	北姫ニュータウン・姫ヶ丘みずきヶ丘			塩・塩河 美里ヶ丘 室原
3/4(木)	瀬田・柿田 平貝戸	今渡 公民館		今渡
3/5(金)	淵之上・石森 しらさぎ	土田 公民館		土田
3/8(月)	広眺ヶ丘 清水ヶ丘			
3/9(火)	禅台寺	平牧 公民館	羽崎 緑ヶ丘 二野	
3/10(水)	羽生ヶ丘	兼山 公民館	兼山	
3/11(木)	久々利・柿下 久々利柿下会 小滝苑	桜ヶ丘 公民館	桜ヶ丘 暁ヶ丘 桂ヶ丘 星見台	
3/12(金)	川合・川合北			
3/15(月)	全域			

※都合により、対象地区以外の日に来場されても構いません。
 ※申告期間の前半や週の初め、午前中は、会場・駐車場が混雑することが予想されます。
 ※期間中、税務課の窓口では申告相談を受け付けません。

① 事業(営業・農業)所得、不動産所得、雑所得(公的年金等)や一時所得などがあり、計算の結果、所得税額が発生する人
 ② 給与収入が2千万円を超える人
 ③ 給与を1カ所から受けていて、その

所得税の確定申告が必要な人

次の人は確定申告書を提出する必要があります。
 ④ 給与を2カ所以上から受けていて、年末調整されなかった給与以外の給与の収入金額と、給与・退職以外の他の所得金額の合計額が20万円を超える人
 ⑤ 退職所得があり、源泉徴収税額が正規の税額より少ない人 など

他の所得合計額が20万円を超える人
 ④ 給与を2カ所以上から受けていて、年末調整されなかった給与以外の給与の収入金額と、給与・退職以外の他の所得金額の合計額が20万円を超える人
 ⑤ 退職所得があり、源泉徴収税額が正規の税額より少ない人 など

市・県民税の申告が必要な人

市内に住所を有する人は、市・県民税の申告の必要があります。ただし次の①～④に該当する人は、申告の必要はありません。
 ① 所得税の確定申告書を提出する人
 ② 勤務先から給与支払報告書が市に提出されている人で、それ以外の所得がない人
 ③ 公的年金の支払者から公的年金支払報告書が市に提出されている人で、それ以外の所得がない人
 ④ 次の市・県民税の非課税基準に該当する人

- 扶養する親族のない人 ↓ 合計所得金額が、28万円以下
- 扶養する親族のある人 ↓ 合計所得金額が、28万円×(1+扶養人数) + 16・8万円以下

所得税の確定申告と市・県民税の申告

申告は正しく期限内に

平成21年分の所得税の確定申告と、市・県民税の申告受け付けを行います。相談を希望する人は日程表を参照し、申告会場へお越しください。会場が混雑することが予想されますので、できるだけご自身で申告書の作成、提出をお願いします。

申告期間
2月16日(火)
 ~
3月15日(月)